

深川市納内コミュニティセンター使用料（令和元年10月1日から）

室名	午前(9:00～12:00)	午後(12:00～18:00)	夜間(18:00～21:00)	全日(9:00～21:00)
工芸室	660 円	880 円	1,100 円	1,980 円
和室 1	550 円	770 円	880 円	1,540 円
和室 2	550 円	660 円	770 円	1,430 円
調理室	770 円	990 円	1,100 円	1,980 円
食品加工室	770 円	880 円	990 円	1,870 円
体育館	6,160 円	8,250 円	10,340 円	18,590 円
ミーティングルーム	330 円	330 円	440 円	770 円
大会議室	1,980 円	2,420 円	3,080 円	5,500 円
会議室	440 円	550 円	770 円	1,320 円
小会議室	330 円	440 円	550 円	1,100 円
洋室	550 円	660 円	880 円	1,650 円

付記

1 入場料、会費または名称の如何を問わず、これに類するものを徴収する場合で、次の各号に該当する場合の使用料は、基本使用料に次の割合を加えた額とする。ただし、徴収する額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定する。

(1) 300円以下の場合 3割

(2) 300円を超え500円以下の場合 5割

(3) 500円を超える場合 10割

2 午前と午後、午後と夜間を通じて使用する場合の使用料は、それぞれの使用料の合算した額とする。

3 時間区分を超えて使用した場合、超過時間1時間(1時間未満の場合は1時間とする。)につき超過時間に属する時間区分の使用料(附属設備の使用料及び暖房料を含む。)の額の3割に相当する額を徴収する。

4 暖房実施期間中の使用料は、基本使用料の4割に相当する額を暖房料として徴収する。

5 調理実習室の使用料において、備付器具及び水道・ガス・電源等を使用する場合は、基本使用料の5割増とする。

6 使用料の計算において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

備付物品の使用料

室名	単位	午前	午後	夜間	全日
放送設備一式	一式	330 円	330 円	330 円	660 円
深川市納内コミュニティセンター舞台	台	253 円	330 円	418 円	748 円